

船舶事故調査報告書

平成29年11月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年6月12日 07時25分ごろ
発生場所	青森県深浦町 ^{ひろと} 広戸漁港北西方沖 深浦港西防波堤灯台から真方位008° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯40° 40.8′ 東経139° 55.8′）
事故の概要	漁船 ^{ちようせい} 長成丸は、底建網の身網等の交換作業中、船長が巻揚げドラムと型ロープとの間に右腕を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成29年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 長成丸、5.60トン AM2-4912、個人所有 12.30m（Lr）×2.43m×0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和54年5月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月27日 免許証交付日 平成25年7月24日 （平成31年7月17日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約1～2m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、‘底建網漁の1個の胴網及び2個の手網’（以下「本件網」という。）を交換する目的で、平成29年6月12日06時00分ごろ広戸漁港を出港し、10分ほどで同港の北西方沖に敷設された底建網に到着した。 船長及び甲板員は、船長が船首端の中央に設置された巻揚げドラム（以下「本件ドラム」という。）の船尾側に、甲板員が船尾部の中央に設置された舵部付近にそれぞれ立って本件網の揚収を始めた。 船長は、胴網及び手網をそれぞれ1個本船に引き揚げた後、陸上から運んで来た型ロープを船首のドラムに約3巻きし、同ロープの両端

をそれぞれ底建網の枠となる部分に取り付けた。

船長は、07時25分ごろ、右回転していた本件ドラムに巻かれた型ロープを本件ドラムから外そうとした際、本件ドラムと型ロープとの間に右腕を巻き込まれた。

甲板員は、本件ドラムの停止を指示する船長の大声が聞こえたので、機関室囲壁の船尾側にある油圧ポンプのスイッチを切った。

甲板員は、船首部に行き、機関室の天井の所まで船長に付き添い、携帯電話で救急車を要請した。

船長は、甲板員が操船した本船で広戸漁港に到着し、待機していた救急車で運ばれた後、ドクターヘリに引き継がれて青森県弘前市にある病院に搬送され、右前腕部切断と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図、付図2 型ロープの本件ドラムへの巻き付け状況図、写真1、写真2 参照)



写真1 船首部

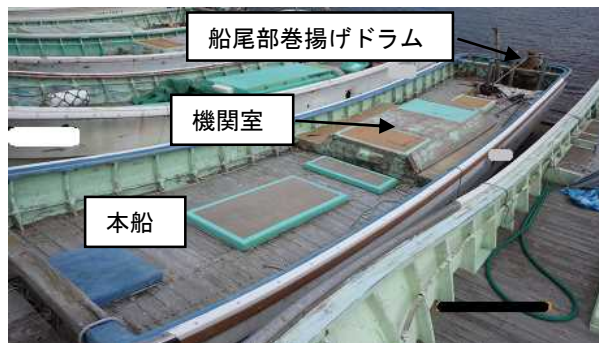


写真2 甲板部

その他の事項

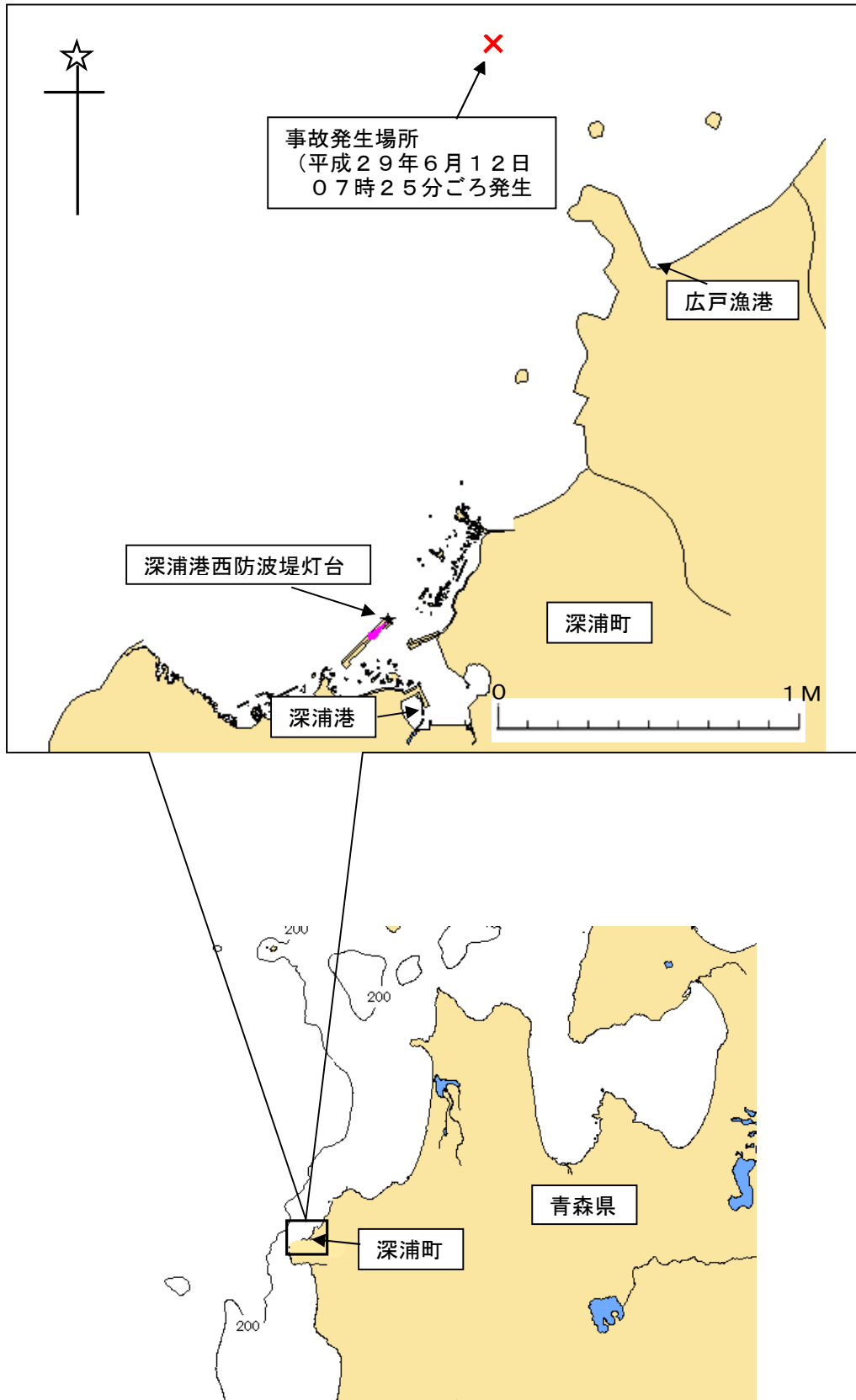
型ロープは、直径が約18mm、長さが約100mの合成繊維製であり、本件網を交換等の目的で底建網の型枠から外した際、一時的に型枠の形を保っておく目的で本件網の代わりに取り付けられるものである。

船長は、本事故時の状況を覚えておらず、右腕が本件ドラムと型ロープとの間に挟まれたことに気付いた際、どうして右腕を挟まれたか分からなかったが、本事故時にふと目をつむってしまい、型ロープの状態を見ていなかったため、右腕を挟まれたと本事故後に思った。

船長は、カップの右腕の袖が本件ドラムと型ロープとの間に挟まったかもしれないと本事故後に思った。

	<p>船長は、型ロープを本件ドラムから外す際、いつも、本件ドラムが回った状態で行っていた。</p> <p>本船は、本件網の交換を半年に1回程度行っており、いつも船長が船首部、甲板員が船尾部の配置であった。</p> <p>船長は、底建網漁の経験が約40年であり、甲板員は、約20年であった。</p> <p>船長は、カップの上下、ゴム手袋、ゴム長靴及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、広戸漁港北西方沖において、本件網の交換作業中、本件網が本船上に揚収された後、船長が、型ロープを本件ドラムから外そうとした際、型ロープの状態を見ていなかったことから、右腕を本件ドラムと型ロープとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、型ロープを本件ドラムから外そうとした際、カップの右腕の袖が本件ドラムと型ロープとの間に引っかかって右腕を挟まれた可能性があると考えられるが、船長が本事故時の型ロープの状態を見ていなかったことから、右腕を挟まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、広戸漁港北西方沖において、本件網の交換作業中、本件網が本船上に揚収された後、船長が、型ロープを本件ドラムから外そうとした際、型ロープの状態を見ていなかったため、右腕を本件ドラムと型ロープとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巻揚げ用のドラムを作動させているときは、ドラムと巻揚げ用ロープとの間にカップなどの衣類が巻き込まれるおそれがあるので注意すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 型ロープの本件ドラムへの巻き付け状況図

